

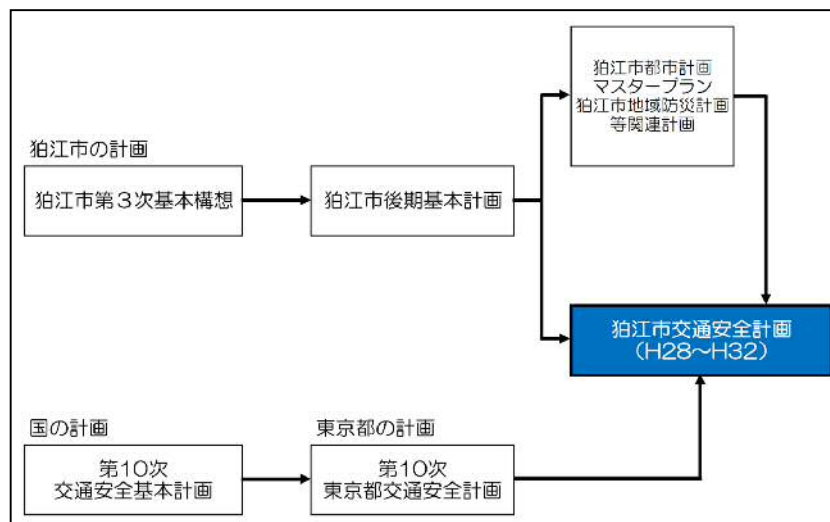
第3章 計画の目標等

1 計画の位置づけ及び計画期間

本計画の位置づけは、平成 28 年 3 月に改正された国の「第 10 次交通安全基本計画」及び東京都の「第 10 次東京都交通安全計画」に沿いながら、狛江市第 3 次基本構想（平成 21 年 9 月）及び狛江市後期基本計画（平成 25 年 3 月）に基づき、狛江市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）及び狛江市地域防災計画（平成 27 年 7 月）等の関連計画との整合を図り、狛江市の地域的課題を考慮しつつ、今後の交通安全に関する諸施策を示しています。

計画期間は平成 28 年度から 32 年度までの 5 カ年とし、特に災害にかかる内容については、「狛江市地域防災計画」（平成 27 年修正）に沿った事項としています。ただし、法律の改正や上位計画に大きな改正があった場合は、必要に応じて見直します。

■本計画と各種計画等との位置づけ



2 計画の基本理念

交通事故のない環境で安心して暮らせる社会を実現することは、市民すべての願いです。そのためには、高齢者や障がい者、子ども等の交通弱者の交通安全に配慮し、市民・行政機関・事業者等が相互に協力して、人にやさしい「人優先」の交通社会を築いていく必要があります。

本計画の策定にあたっては、「人優先」の交通安全思想を基本に、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失にも配慮し、究極的には交通事故のない社会の実現を目指して、交通安全対策を講じていくにあたり、交通安全計画の理念を以下のとおりとします。

『みんながつくる だれもが安心な

交通安全日本一のまち こまえ』

3 計画を推進するために担うべき役割

本計画を推進していくため、市民・行政機関・事業者等の担うべき役割に応じた取り組みを進めていきます。

(1) 市民

悲惨な交通事故をなくしていくためには、何よりも市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を続けることが肝要です。

市民一人ひとりが交通安全計画の担い手の一人となり、行政機関と一緒にあって交通安全について考え、行動するとともに、自助、共助の取り組みを進めていきます。

(2) 行政機関

本計画の実施にあたっては狛江市をはじめ、国、東京都、警察署など関係する行政機関において、総合的かつ一体的な交通安全対策に努めていく必要があります。本計画の基本理念・目標及び本計画に定める施策を踏まえ、それぞれの行政機関がその役割に応じて、交通安全対策を講じていきます。

また、道路管理者や交通管理者、関係団体等などで組織する狛江市交通安全対策会議を中心に、効果的な交通安全対策を検討していきます。

(3) 事業者等

市民を交通事故から守るうえで、事業者は大きな役割を果たしています。特に、自動車を運行する事業者は、安全運転管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めていく必要があります。

また、地域における関係団体等においては、地域住民や行政機関と連携した効果的な交通安全活動の推進を図っていきます。

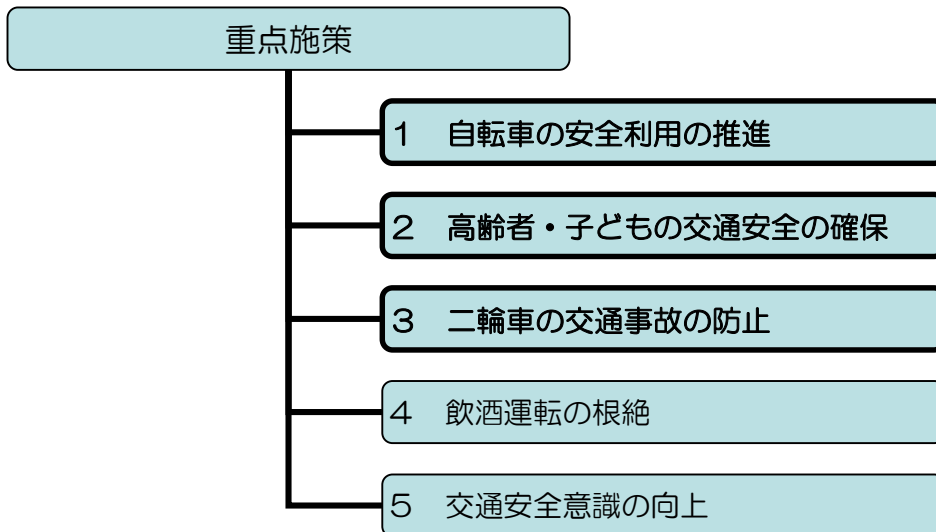
4 計画の目標

人命尊重の理念に立って、究極的には交通事故のない社会を実現するために、交通事故による死傷者数の減少に取り組むとともに、交通事故そのものの件数の減少にも取り組んでいく必要があります。安全で円滑な交通社会を実現するため、本計画に掲げた施策を、総合的かつ効果的に実施することにより、交通事故の着実な減少と交通災害の防止を図ります。

最終的な目標については、交通事故ゼロにすることはもちろんですが、本計画では平成 26 年、27 年と達成できた年間の交通事故死者数ゼロを平成 32 年度まで継続し、年間の交通事故件数についても継続して更なる減少を目指します。

5 計画達成に向けた施策

計画の目標を達成するためには、市内の交通事故の傾向に注視しつつ、社会情勢等を見定めた上で、効果的な交通安全施策を実施していく必要があります。本計画の重点施策としては、次のような視点で交通安全対策の推進を図ります。



※なお、重点施策1・2・3については、狛江市の地域特性が大きく関わるものとしています。

さらに計画達成のに向けた分野別の施策としては、以下のとおりとします。

